

平成21年11月24日

各 位

東京都中央区京橋二丁目5番18号  
株式会社マネースクウェア・ジャパン  
代表取締役社長 山本 久敏  
(コード番号：8728 大証ヘラクレス)  
問合せ先 代表取締役副社長 相葉 斉  
電話 03-5524-8880(代表)  
<http://www.m2j.co.jp>

### 特許権侵害に関する差止仮処分命令の申立てについて

当社は、平成21年11月24日に、掲題の件につき、東京地方裁判所に差止仮処分命令を申立ていたしました。

#### 記

#### 1. 申立ての相手方

FX業者であるA社

#### 2. 申立ての内容

当社が独自に開発し一般のお客様に提供、運用している注文方法である『トラップトレード®』(特許第4278664号)に関して、外国為替証拠金取引サービスを展開しているFX業者のA社が、当社の『トラップトレード®』と酷似した注文方法(以下、「酷似した注文方法」とする。)を開始し、一般顧客に提供、運用しているため、当社が保有する特許の特許権を侵害しているとして、その使用を差止める仮処分命令の申立て。

#### 3. 特許権に基づく差止仮処分命令の申立ての理由

当社は、A社に対して、「特許権の侵害に当たる可能性がある旨の通知」、「警告書」及び「催告書」等にて、再三、注意喚起を促して参りましたが、A社は、『トラップトレード®』の特許権を無視して自己の事業に酷似した注文方法を用い続けている状況にあるため、話し合いによる解決は不可能な状況にあると判断いたしました。

当社は、A社に対し、酷似した注文方法の使用の中止及び損害金の請求をなすべく準備中ではありますが、訴訟提起後の判決の確定を待っている回復しがたい損害を被ることが明らかであるため、差止仮処分命令の申立てを行うに至ったものであります。

#### 4. 今後の見通し

本差止仮処分命令の申立てにより、関連する費用の発生が見込まれますが、収益面においてプラスに作用する可能性もあります。そのため、平成22年3月期の経営成績及び財政状態への影響につきましては、現在、協議並びに確認中であり、かつ、今後の進展如何による要素もあるため、その影響が明らかになった場合は、速やかに開示いたします。

(参考)

『トラップトレード®』

出願番号：特願 2006-177260

出願日：平成 18 年 6 月 27 日

公開番号：特開 2008-9562

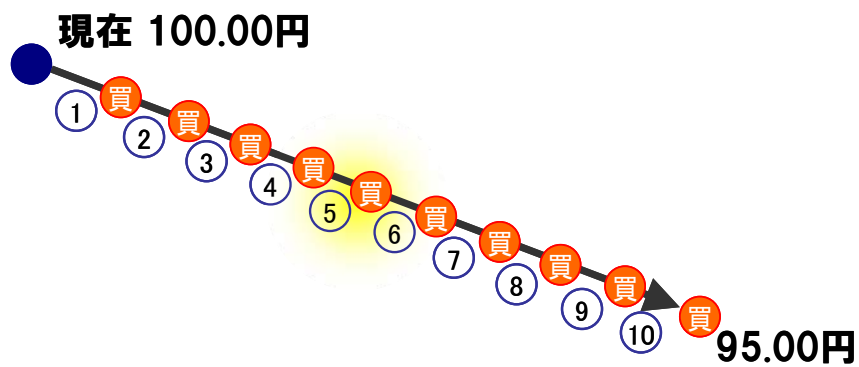
公開日：平成 20 年 1 月 17 日

登録番号：特許第 4278664 号

登録日：平成 21 年 3 月 19 日

発明の名称：金融商品取引管理装置、プログラム

『トラップトレード®』とは、一定間隔の値幅で、一定の金額の新規注文を、複数発注する手法です。そのレンジ内に細かい指値注文を配置しておくことで、相場を点ではなく面で捉えることから、レンジ内での価格の分散を図ります。新規注文成立確率を上げ、売買機会を増やすことで、お客様の資産運用をサポートいたします。



以 上